

MMCニュース 経営情報

2024年10月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

キャリア官僚にも不満 離職が増加するほどの 理由とは

キャリア官僚と呼ばれる国家公務員総合職のうち、採用後10年未満の退職者が増加傾向にあることを人事院が発表しました。(2022年度は177人で過去最多)

離職を望む理由としては以下の事が多かったとの調査結果が出ています。

「もっと自己成長できる魅力的な仕事に就きたい」

「収入が少ない」

「長時間労働が常態化している」

人事院はこのことを重く受け止め、働き方改革を進めることで人材確保を図る方針です。

採用人数の減少や離職率の増加は、公務員のみならず、あらゆる業種で同様と聴きます。労働力の確保においては、“採用側のバージョンアップ”は欠かせない時代なのでしょう。上記の離職理由を参考に、皆様の企業でもバージョンアップの研究をしてみても如何でしょうか。

原資に限りがある 中小企業が賃上げを 実現するには (実例)

政府や大手企業においては“賃上げ”が騒がれてい

ますが、顧問先の皆様をはじめ中小・零細企業の経営者の皆さんのなかには「大手企業だから実現できるのだろう」「正直言って迷惑な情報だ」と思っている方が一定数いらっしゃいます。多くの中小企業が賃上げに踏み切れない最大の理由は、そもそも原資が枯渇している点にあります。或いは、人件費や製造原価の上昇分を価格転嫁した場合の顧客離れを恐れてしまう事もあります。料金体系を変えたり、新メニューを作成したりして、動員や客単価の上昇を目指すことが理想のひとつです。しかし、賃上げ原資がなく、業務効率化にも乗り出せない場合はどんな方法があるのでしょうか。

そうした場合のひとつの方法が、新しい人事評価制度の導入です。具体的には限られた原資の中で給与の再配分を進めていくのです。極端に言えば「稼げる人」の給与を引き上げ、「稼げない人」を減額する。つまり、会社として捻出できる人件費の総量を増やせないなら、その範囲内で成果に応じた配分を実践しようというわけです。導入する人事評価制度は何より自社の実情に寄り添った仕組みにしなければなりません。社長が目指す売上構成を考えてみて下さい。例えば、売上の構成要素である『動員』『客単価』『再来率』『紹介』。。。のうち、経営者が中長期的に重要視するものは何か？経営者が目指す要素を査定に直結しているか否かを見直すだけでも大きな改革です。そして、評価者が適正な評価を行えるかどうか問われます。せっかく素晴らしい制度を導入しても「社員が辞めてしまう」という思いから低評価をつけるのを尻込みしたり、評価者が偏見を持ったりしたらうまくいきません。

賃上げ以外の新たな人材確保・定着策を検討するのも一案です。

福利厚生面でいえば、接客能力の向上や資格取得を費用面でサポートする制度を導入したり、こうした自己研鑽のための休暇制度を設けたりしてはどうでしょうか。キャリア官僚の例にもあるように「自己成長に魅力を感じている」働き手は多いのです。

勤務時間を見直してみることも有効です。ある歯科クリニックでは、以前まで他の一般的クリニックと同様、

9時から19時過ぎまで(昼休憩1、5時間)の勤務時間としていたためなかなか人材が集まりませんでした。そこで、昼休憩を1時間に短縮し、診療時間を17時までにしたところ、それだけで求人応募が急激に増え、賃金を上げることなく人材を確保することが出来ました。売上的大幅ダウンも覚悟しての窮余の一策でしたが、蓋を開けてみると売上は特に落ちませんでした。元々患者様からの不満が少なかった事に加えて、世の中の働き方がフレキシブルになったことで、患者様が短い診療時間に予定を合わせやすくなっているのも奏功したのかも知れません。従来のやり方にこだわらず、手間やコストもかけずに行った改革の好例です。

経営者の中には「自己成長できない会社だから転職する、というのは取ってつけた言い訳だ」とか「賃上げはおろか、現状を維持するのが精一杯でどこにも変革の余地がない」とおっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、この例のように何かしら手はあるものです。既に何かしらの策を実行している方はともかく、そうでない方は是非とも検討してみてください。

会社謄本の代表者住所を非表示にする関係法令が改正(10/1から)

株式会社など法人の登記簿謄本には代表者の氏名や住所が記載されています。個人情報保護の観点から、この事に疑問を感じていらっしゃる方はいらっしゃると思います。2024年10月1日から、一定要件を満たした場合に、代表者住所の区市町村以下を非表示にすることが可能となります。(「東京都〇〇区」までは表示されます)

(主な要件)

- ① 代表者住所を非表示にすることのみの申請ではなく、登記の申請と同時に申し出ること(代表取締役の住所が登記すべき事項に含まれる登記申請に限る)
- ② 以下の書面を添付すること
 - (ア) 会社の実在性を証する書面

(イ) 代表取締役の住所を証する書面

…住民票等

(ウ) 会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面…法務局にリスト作成を依頼したり、司法書士に作成を依頼したり。。など

(注意事項)

- 再び代表者住所を表示させる申し出はいつでも可能
- 会社の本店所在地における実効性が失われた場合は、登記官が職権で住所を表示させる
- 官公署等から請求があった場合は住所の情報を提供する
- 利害関係者は住所の記載された書面を閲覧することができる

(参考)

- ◇ 代表者住所を非表示にした場合、銀行借入時や不動産の賃貸(売買)契約時に、代表者の住所を確認するために、印鑑証明や住民票等、その他の書類の提出が必要になる場合があります

出典:法務省HP

元々、登記簿謄本に記載されている情報は“原則公開”となっています。これは当該法人による不正取引を抑止したり、利害関係者への不利益を防いだりすることが目的と考えられます。反面、代表者住所を公開することで、ストーキングなど代表者の安全を脅かす事態を招くケースが散見されています。芸能人などには本制度利用のメリットが大きいですでしょう。

本制度を選択する場合のメリット・デメリットは、皆様の置かれた状況によって様々かと思えます。詳細については、登記の専門家である司法書士さんに相談のうえ、手間とのバランスにより判断することになるかと思えます。



MMCホームページ



YouTube



10年目やばました

…配達証明など

<https://www.mmc-office.co.jp> 検索「MMC神保町」